

## 各種証明書・調査書(卒業者・離籍者) 発行可能期限の変更について

2018年4月1日より、卒業者・離籍者の各種証明書および調査書につきましては、学校教育法施行規則の規定に基づき、発行可能期限を下表のとおりといたします。

なお、2018年3月31日請求受付分までの証明書は、従来どおりの取扱いとなります。

### ◆2018年4月1日以降の取扱い

| 証明書区分   | 発行可能期限             | 備考   |
|---------|--------------------|--|
| 調査書     | 卒業後5年以内<br>(※)     | 2018年4月1日時点では、2013年3月31日以前の卒業者・離籍者には発行できません。 |
| 成績証明書   | 卒業・離籍後5年以内<br>(※)  |  |
| 単位修得証明書 | 卒業・離籍後20年以内<br>(※) | 2018年4月1日時点では、1998年3月31日以前の卒業・離籍者には発行できません。  |
| 卒業証明書   | 永年                 |  |

※発行可能期限を経過している場合には、「発行不可証明書」を発行することが可能です。提出先（出願大学等）にお問い合わせの上で、所定の申請手続きを行ってください。

問い合わせ先： 高等学院 03-5991-4151  
 （事務所開室日程は以下 URL を確認してください  
<https://www.waseda.jp/school/shs/contact/> ）